

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 5 日 提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）の施
行に伴う規定整備を行うため。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例（令和８年伊丹市条例第 号）

次に掲げる条例の規定中「第２４３条の２の８第８項」を「第２
４３条の２の９第８項」に改める。

- (1) 伊丹市病院事業の設置等に関する条例（昭和４２年伊丹市条例
第２号）第５条
- (2) 伊丹市水道事業，工業用水道事業および下水道事業の設置等
に関する条例（昭和４２年伊丹市条例第３号）第６条
- (3) 伊丹市自動車運送事業の設置等に関する条例（昭和４２年伊丹
市条例第４号）第５条
- (4) 伊丹市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成２
５年伊丹市条例第４２号）第６条

付 則

この条例は，令和８年９月２４日から施行する。